

## 北方領土問題対策協会分科会（第8回）議事録

- 1 . 日 時：平成18年7月24日（月）13：57～16：30
- 2 . 場 所：合同庁舎4号館743会議室
- 3 . 出席委員：飯田分科会長、上野分科会長代理、朝倉委員、  
出塚委員、雨宮委員
- 4 . 議事次第
  - （1）開会
  - （2）平成17年事業年度業務実績報告
  - （3）平成17年事業年度財務諸表等報告
  - （4）平成18年度中における組織・業務の見直しについて
  - （5）今後の進め方等
  - （6）閉会
- 5 . 議事

飯田分科会長 それでは「北方領土問題対策協会分科会」の第8回会合を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりくださりまして、ありがとうございました。

独法評価委員会令に定められました定足数の要件を満たしておりますので、本分科会は有効に成立していることを確認いたします。

本日の主な議題は2つございまして、北対協の平成17年度の業務実績評価をするに当たっての基になります実績報告及び財務諸表等について、北対協から御説明をいただくというのが、第1の議題です。

第2の議題は、去年の暮れに閣議決定されました「行政改革の重要方針」に基づいて、今年度中に行うとされております北対協の組織・業務全般の見直しについて、事務局から説明していただきます。

また、これから委員の皆さんに評価をいただいて、来月28日の内閣府の評価委員会で最終的に確定されるまでの評価作業の流れ、

日程などについても、事務局から説明していただくことにしております。

議事に入る前に、本日の会合には、内閣府の黒羽参事官、北対協からは井上理事長を始め職員の方々が御列席されております。

まず、黒羽参事官から一言お願いいたします。

**黒羽参事官** 皆様、大変お世話になっております。今日は天候の悪い中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。今、紹介いただきました、北方対策本部参事官の黒羽でございます。

御承知のように、日露外相会談、首脳会談が度々行われておりますけれども、なかなか北方領土の返還については目途が立たないという状況でございます。そのため関係者の間では、怒りや諦め、また段階的な返還論といった色々な声が出てきているという状況でございます。元島民の方々からは、自分たちが高齢化する中で、後継者の対策をしっかりしてほしい、早く返還してほしいという声があります。地元の方も疲弊し切って耐え切れない、何か振興策をしてほしいとおっしゃっています。また、全国の方々も返還要求運動をもっと充実したものに、若者も加えて行っていきたいというような色々な声がございます。

私どもの立場としましては、これからも更に北対協には頑張っていたりかなければならないと思っておりますけれども、一方では、今日説明させていただきますが、行政改革の中で独立行政法人の見直しということが進められています。これは自分たちで改革案を出してきなさいというもので強化するという話ではなくて、財政的な観点等から、むしろ事業や組織を削る形の見直し案を出し、可能な限り削らなければならないという厳しいものになっております。

後で担当の方から、そのような中身を説明させますけれども、その方面につきましても、御意見等をちょうだいできれば幸いです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

飯田分科会長 ありがとうございます。

今、黒羽参事官も北方領土問題をめぐる状況について、若干お触れになりましたけれども、井上理事長もごく最近ビザなし交流で北方領土へ行かれて帰ってこられたばかりで、聞くところによりますと、北方領土の状況も大分変わっているようですけれども、その辺を踏まえて、ご挨拶をよろしく願います。

井上理事長 理事長の井上でございます。

お時間をいただきましたので、2、3お話をさせていただきたいと思えます。

これから説明します17年度は、第1期の北対協中期目標期間の中の3年目に当たります。ちょうど中間年ということになります。全体が4年半という少し変則な期間でしたので、厳密には3年目といいましても、2年半を越したところでございます。そして、17年度という年でありますけれども、北対協を含めまして、いろいろなことがあったということからお話をさせていただきたいと思えます。

皆さんもう既に御案内だと思えますけれども、17年は2005年ということで、日魯通好条約という、北方領土問題の一番基本になる日露間の条約が締結されてから150周年という年でありました。

この問題が発生しましたのは、終戦後でありますので、ちょうど60年ということで、関係者の間では、北方領土問題にとって節目の年という位置づけを、かなり前からしていたところであります。そういう節目の年にプーチン大統領が久し振りに日本を公式訪問するということがあらかじめ決まっておりました。そういう状況の中で、プーチン大統領の訪日によって平和条約交渉が進むのではないかという、かなり強い期待がありました。

更に前段階でいいますと、プーチン大統領が大統領になりましたのは2000年5月ですけれども、2004年5月に2期目の大統領選がありまして、圧倒的な強さで当選したわけでありまして、そういう意

味で、ロシア側の権力基盤も非常に強くなっているし、日本側も非常に強い政権があるということも含めて、先ほどの節目の年にプーチンが日本に来るということで、平和条約交渉の進展という期待があったわけであります。

これから説明いたしますけれども、そういうことを踏まえまして、北対協あるいは県民会議、その他の返還運動団体が、今のようなことに向けたいろいろな行事を展開したところであります。

ところが、実際にプーチンが参りましたのは、11月下旬でありましたけれども、御案内のとおり、領土交渉については、実質的な進展は何もなかった。また、従来恒例になっていました首脳会談後の共同声明というようなものも発せられなかったということで、かなりの失望感が出たことは間違いありません。

先ほど参事官からも話がありましたけれども、特にこの問題の地元、根室の中では、いろんな複雑な要素もありますけれども、かなり強い不満感あるいは失望感ということが出ております。また、その他の地域につきましても、すべてというわけではありませんけれども、例えば返還運動については、このままでいいのだろうかというような意見がないわけではありません。

そういう中で、これも先ほど参事官が触れられましたけれども、厳しい財政状況の中で、やむを得ないと思えますけれども、行財政見直し作業の本格化ということで、北対協につきましても、1番目は人件費5%純減という絡みのことが言われております。北対協ができましたのは、昭和44年ですので、40年近く経つわけですが、初めて定員の純減ということで、21定員を5年以内に2名削るということが決定されております。

もう一つは、行革法、その他の流れの中で、融資事業に着目して北対協の全体的な見直しを、中期計画の見直しの前倒しとしてやるというスケジュールが進んでおるところであります。

先ほどの話の片割れとしまして、ロシア側の話ですけれども、私

の方の直接の対象でもありませんし、必ずしも十分な知識を持っているわけではありませんけれども、昨年1年間を通して見ますと、まず1つは、プーチンさんが非常にいいタイミングでマスコミを使い、あるいはテレビ番組、あるいは記者会見、あるいは閣議の場ということで、世論、ロシア国民ないし、なかんずく四島の島民、そして日本の国民まで含めた、全体としての広報を非常にうまくやっていったような感じを受けております。

余り繰り返すことはやめたいと思えますけれども、一昨年11月ですが、テレビ番組と閣議という場を使って、ラブロフ外相とプーチン大統領が言わば連携した発言をしております。これはどういう発言かといえますと、御案内の方も多いと思えますけれども、まずラブロフ外相が日露関係は大変大切だということを言った上で、日露間には平和条約が結ばれていない。そして、56年宣言にはロシアは齒舞、色丹を引き渡すと規定しており、これは法的な義務であるということを申しました。それを受けて、翌日の閣議で、プーチンはラブロフ外相は大変正しいことを言っている。ロシアはこれまですべての義務を履行してきたし、今後も履行していくつもりであるという発言をいたしました。大変複雑な発言だったと思えますけれども、日本のマスコミの中では、56年宣言、二島返還論、二島に限った問題解決として、強く報道されたと思っております。

それから約1か月後ですけれども、プーチンは更に記者会見で、56年宣言によれば、この問題は二島返還で解決するはずなのに、日本側が四島返還を要求しているのは、若干奇異な感じがするという形で、一歩進めたような発言をしております。

更に夏になって訪日が具体的な日程として見えてきた9月下旬ですけれども、四島はロシアの主権の下にあって、このことは第二次大戦の結果であって、国際法によって確立されている。この点について議論するつもりはないということを言いました。この段階で、少なくとも日本の世論からいえますと、11月の訪問に対する期待

値が下がったということだろうと思います。

逆に言いますと、一昨年 11 月から時間をかけて、日本の世論への非常に強い目的を持った働きかけがあったように思います。特に、昨年の初めからは、在日ロシア大使館の大使以下、あるいは日本に居住しています学者その他の方々も参加して、プーチン発言に沿ったいろいろな発言がされていたという気がいたします。

更に、昨年春から夏にかけては、四島に対してモスクワの関心が大変強く動いておりまして、イワノフ国防相、グレフ経済相というような非常に有力な閣僚、あるいは大統領府の幹部が相当の数でサハリン、そして多くの人たちが四島に渡っております。そういう中で、クリル発展計画という 10 年前からの計画がありましたけれども、実質的には全く計画だけで、ほごだったものが、改めてこの計画を抱き起こすようなことが決定されたといえますか、声明されました。それに応じまして、既に中央からのお金が現に動き出しているということがあると思われまます。

先ほど分科会長からお話がありましたけれども、先々週ビザなし交流という形で、色丹と択捉に行ってまいりました。いろいろ面白いことがありましたけれども、この関連でいいますと、まず色丹は、90 年代初めにあの地方に起きた地震で大変大きな被害を受けて、その修復がほとんど進んでいないところであります。そして、学校につきましては、日本の人道支援という形で、プレハブの学校が建って、それが 10 年来使われていたわけですが、昨年からは工事が始まりまして、新校舎を建てています。私も見て参りましたけれども、プレハブの真横にプレハブの 5 倍ぐらひはあると思われる、大変立派な校舎が建っています。薄い黄色をした非常に目立つ建物で、色丹の島民たちは、10 年来、ソ連が崩壊して以来、ほとんど中央からの援助というものがないうままできていたわけですが、目の前に建つ新しい校舎によって、ロシア中央政府が色丹にもきちんと目を向けているという実感を持ったということは、否めないと思います。

話し合いの中で、色丹にアナマという村がありますが、その村長さんが、次に皆さん方を迎えるときには、埠頭であなた方を迎えることができる。今は埠頭が壊れていますので、小さな船で上陸したわけではありますが、次回はきちんとして、大きな船が着岸できる埠頭が整備されているだろう。また、今は道路が未舗装であるけれども、次はきちんとして整備されるに違いない。いずれにしても、プーチン大統領が選んだ正しい政策の10年後の姿を我々は期待している。10年後というのは、クリル発展計画の10年後を言っているんだと思いますが、そういう発言がありました。色丹では、時間も短くて、多くの島民たちと触れることができなかつたので、今の村長の発言がどのくらい信頼性を持つかは大いに疑問でありますけれども、少なくとも村長がそういうことを言ったことは事実であります。

また、客観的に見ますと、色丹は、先ほど言いましたように、10年前の地震の被害が非常に大きいところであって、ざっと見たところ、先ほどの校舎を除いては、目立った公共物は何も行われていないという状況でありました。

変わって択捉でありますけれども、択捉で、色丹ではこういうことを見てきたけれども、どうだろうかといったら、択捉の回答は、色丹ほど目立ったものではないけれどもという話で、現在新しい病院、50床と言っていましたけれども、それが建築中であります。港湾整備については、10年来着手しているんだけれども、全然進まなかつたものが、この1年ないし1年半、非常に顕著に進んでいるということは言える。

3点目として、地熱発電所が現在相当完成に近くなっている。もし、これが実現できれば、現在の発電能力の10倍の能力を獲得できるので、択捉島としては、エネルギー問題、電力問題がなくなるという話であります。

先ほどからのロシア状況の話も、一方的過ぎるかもしれませんが、見てまいりました。中央政府がロシア経済の好況を背景として、極

東、そして、四島にまで関心を持ってきていることは事実だと思います。そして、それに応じて、中央政府からのお金がどうやら規模は明快ではありませんけれども、流れ出した。それに応じて、島民たちの意識にもかなり大きな影響が出る状況になっているのではないかとこのことを印象として受けて帰ってまいったわけでありませぬ。

3点目は、非常に事務的な話になりますが、今日御審議いただきます自己評価の考え方であります。今回、自己評価の項目が細分化されたことを踏まえまして、自己評価におけるA、Bの扱いを少し変えて御提出しております。従前は、自己評価は法人の責任に帰すべき事由によって、指標等が悪化したものがあれば、B以下を付けるという形で考えておりました。その結果、昨年はすべてをAとして自己評価を御提出したところであります。今回は、細分化されたことも踏まえまして、このように考えております。A、BのBまでは、全体としての合格点だという考え方を前提として、必ずしも自己の責に帰することができないようなもの、例えば年間署名数などがありますが、これが開始以来初めて、年間100万を割り込んでいます。こういうものについては、署名活動はたくさんの団体が自発的に行っているものであって、北対協が督励指令を飛ばせば、成績が上がるような性格のものではありませんけれども、初めて100万を切ったということは、やはり大きな事実ですので、その原因の分析あるいは活動の1つとしての署名活動というものについて、今後どうするのかというようなことで、我々自身への注意の喚起、そして将来への課題という位置づけで、Bという自己評価をいたしました。他の法人における評価の実態、横並びということもあると思いますので、その辺も十分御勘案されて、的確な御評価をいただければ、大変ありがたいと思います。

時間が長くなりましたけれども、冒頭に当たり、2、3点申し上げさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

**飯田分科会長** どうもありがとうございました。

今のお話は最新の情報で、しかも注目すべき変化が、やはり北方領土をめぐって起きているというようなお話ですが、この際、委員の皆さんから何か御質問ございますか。

なければ、北対協の方から、理事長のほかに3人の職員代表の方も御同席されておりますので、簡単に自己紹介をしていただければと思います。お願いします。

**長尾専務理事** 専務理事の長尾でございます。よろしく願いいたします。

**宮本事務局長** 事務局長の宮本です。よろしく願いいたします。

**飛山所長** 札幌事務所の飛山です。よろしく願いいたします。

**飯田分科会長** ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

第1の議題は、平成17年度の北対協の業務実績についての説明ですけれども、その前に、まず昨年度私どもが行いました評価について、その後、総務省から意見が寄せられました。総務省の意見に対応して、今回評価のやり方を若干変えたところがございます。

また、前回2月の分科会で、委員の皆さんから項目別評価表の指標などについて、貴重な御意見をいただいたんですけれども、それも踏まえての修正が若干加えられておりますので、これらの点について、事務局から御説明をいただいて、それから本題に入りたいと思います。

**松川専門職** 事務局の松川です。

今、飯田分科会長の方から御説明がありましたとおり、総務省の二次評価を受けての対応の部分と、2月の分科会で各先生方から御意見がありました部分を踏まえて、項目別評価表をどういうふうに変えたかということについて、説明させていただきたいと思います。

まず総務省からの指摘を受けて、今年どういうふうに対応をしたかという点についてでございますけれども、資料1をごらんいただ

けますでしょうか。

北対協に対する意見は、1つだけございました。総務省の方から、貸付業務におけるリスク管理債権については、その業務が公的資金により運営されていること。あと、破綻先債権額が増加してきている状況があるという2点を踏まえまして、管理、回収に当たっては、法人が具体的な指標を設定し、それに基づき着実に実施しているかどうかという観点から、的確な評価を行うべきであるという指摘を受けております。

昨年度行いました評価において、当方分科会あるいは評価委員会の方からもリスク管理債権の比率は年々低下しているものの、消滅時効による貸付債権の減少等がないかという検証や、あるいはリスク管理債権に関する、定量的指標の導入について検討できないかということをお求めしております。

今年度の評価にあたっては、この春に中期目標及び中期計画にリスク管理債権の削減に関する数値目標を新たに盛り込みました。今回の項目別評価表は、その数値目標等に従いまして作成させていただいておりますので、後ほど協会の方から説明があると思えますけれども、リスク管理債権の部分については、特に注視して評価していただきたいと考えております。そのほかの意見については、北対協だけではなく、内閣府の所管する法人全体に対する意見として出されたものでございます。北対協に該当するものとしめないものが当然でございますけれども、該当すると総務省から聞いたものは、2枚目の上の欄に記載されているとおりの指摘でございます。

財務内容の改善及び業務運営の効率化に関する事項における、業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について、全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人ですとか、あるいは中期目標などに記載されている主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がある。こういう法人については、適宜改善を施してほしいと総務省から指摘がございました。

このうち、北対協がどれに該当するかと申しますと、前者でございまして、計画どおりに各種費用が削減されていることは評価の中でわかるのですが、実際の削減額の根拠、何を削減したかですとか、どれくらい削減されたのかということが分からないので例を示しつつ、具体的に紹介してほしいということでございました。

ですので、今回評価では、一般管理費及び業務経費全体の削減状況に加えて、どういう費目が削減されたのかですとか、いくら削減されたのかということ为例で示しつつ、明らかにすることに努めさせていただいております。

そのほかの指摘につきましては、最後に説明させていただきますけれども、18年度中に行う業務、組織全般の見直しの中で対応することとしておりますので、適宜ご覧いただければと考えております。

次に2月に開かれました前回分科会で、項目別評価表に対し各先生方からお受けした御指摘への対応についてですけれども、同じくカラーの資料3を見ていただければと思います。

まず1点目ですが、リスク管理債権についての数値目標の部分でございましてけれども、数値の根拠が不明確であったり、あるいは額で見るとか、比率で見るとかが曖昧である等、いろいろ疑問がございましたので、協会の方と相談させていただきつつ、リスク管理債権額の状況について、評価指標をより明確に設定させていただきました。

リスク管理債権額に関する項目全体を見てますと、定量的な指標を設定するのが、どうしても困難な部分もございましたので、社会状況及び北対協からの説明を踏まえて、分科会においてどのような評価とするか適宜審議をしていただければと考えております。

2点目も同じくリスク管理債権についてですけれども、特にリスク管理債権比率が高い更生及び生活のための貸付資金については、このとおり対前年度比10%を基準といたしまして、増加したか減

少しは定量的な評価をすることを協会と相談して決めさせていただきました。

次に貸付事業の評価基準についてです。評価基準の中に、援護措置の趣旨に適ったものかどうかというような問い方をしているものが多くございましたが、援護措置の趣旨に適ったかどうかというものを、話し合いあるいは審議の中で明らかにすることは困難で、また実績から見て、それが趣旨に沿っているかどうかということは、評価したいというような意見がございました。これを受けて限度額を超えていないかどうかですとか、あるいは援護事業として一定程度低い金利が設定されているかどうか等、具体的な評価指標と改めさせていただきました。

国民世論の啓発についての評価でございますが、象徴的なものを1つ取り上げて説明をした方が、どのような支援事業を行っているのかが具体的にわかるという指摘がございました。これについては御意見を踏まえまして、助成、支援事業につきましては、事業報告書の中に代表例を記載させていただきましたので、これを参照しつつ評価をしていただくということでお願いいたします。

最後でございますが、ホームページのリンクの充実ということで、充実、非充実をどういうふうに判断するのか不明確、北対協のホームページから他団体へのリンク数が多いよりも、ほかの団体から北対協のホームページへリンクを多くはられることの方が重要ではないかという御指摘を踏まえまして、北対協ホームページからのリンクと北対協ホームページへのリンクの両面から判断をさせていただくということで、指標を改めさせていただいております。

なお2月にも紹介しましたが、昨年度までの項目別評価表は、ざっくりと大きな項目で評価しておりましたが、今年度からの評価表は、より具体的かつ細かい項目にさせていただきます。これによりどういう問いに対して、どういう答え方をしているかという点について、より明確になったと考えております。御審議のほど、よろし

くお願いしたいと思います。

私の方からは以上です。

**飯田分科会長** ありがとうございます。

今、おおよそ見直しのポイントについて、御説明していただきましたが、何か御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

特になければ、平成 17 年度の北対協の業務実績について、北対協から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**宮本事務局長** それでは、資料 2 項目別評価表、参考 1 平成 17 年度業務実績に関する報告書を使いまして、説明申し上げたいと思います。

分厚い業務実績報告書でございますけれども、第 1 章で協会の概要、第 2 章で業務実績ということで、以下、業務運営の効率化とか国民に対して提供するサービス等の項目について、実績を掲げさせていただいています。

説明に当たっては、項目別評価表の方で説明させていただきたいと思います。

「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」ということで、1 つとして、一般管理費がございます。これは中期目標の最終年度までに、13% 削減するという中期目標・計画がございました。

これに対して、17 年はどうだったのかを見ますと、一般管理費の削減状況は「実績」の欄で見いただくと、14 年のときに 5,600 万円ということでございますけれども、それが最終年度である 19 年には、4,900 万円になるという想定の下に、17 年度におきましては、予算額が 5,400 万円、対して実績が 5,200 万円であったということでございます。

こういった意味から、計画の一般管理費の削減目標の達成に向けて、順調に削減が進んでいるということでございます。

以下、こういった事柄で削減が進んでいるかということは、事務

局打ち合わせ旅費の節約とか、また文書購入費とか通信費の削減を図ったということが記してあります。

2 ページは、業務経費についてでございます。業務経費については、毎年度、前年度に比べて1%経費の効率化を図るという目標が立てられました。

これに対して、削減状況がどうであったかというのは、右の「実績」で見ますと、まず「一般業務勘定」の場合において、北対協事業費は前年度に比べて、約1.19%、582万7,000円の削減を図ったということでございます。

具体的にどのような内容で削減を図ったかというのは、ここに書いてありますように、交流船舶の入札による価格の縮減、国際シンポジウムの見直し等による縮減、県民会議へ行う事業の節約の呼びかけによるもの等で削減が図られたということでありまして。

「貸付業務勘定」で見ますと、前年度に比べて、約9.8%の減だった。これはいわゆる借入利率の低下により、支払利息の額が減ったことによって、予算が減少しているということでございます。

こういった事柄について、以下、例えば節約の呼びかけ、県民会議への呼びかけ等につきましては、事業実施場所をできるだけ民間の施設ではなく、公的な施設を利用するような促進とか、啓発資料・資材等を一括して作成するとか、会議のときにできるだけ節約の協力を呼びかけるなどをなすなどを行いました。では、事業の見直し、廃止なども含めて、見直しはどれぐらい進んだかと申しますと、1つとしては、国際シンポジウムを過去20年やってきたわけでございますけれども、これに対する総括をした結果、会議の時間を短縮するとか、パネリストの少人数化とか、東京会議を廃止するなどの見直しを行いました。内容的には、質問時間を十分確保することにより参加者からの質問が従来よりも多く出されて、参加型のシンポジウムができました。

3 ページでございます。

大変恐縮でございますけれども、3ページの冒頭の「貸付業務勘定」にミスがございましたので、御訂正をお願いしたいと思います。3行目でございますけれども「料率は実収利息の20%としている」と書いてございますけれども「30%」の誤りでございます。大変恐縮でございますけれども、御訂正をお願いいたしたいと思います。

「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」でございます。

「(1) 国民世論の啓発に関する事項」でございます。これは北対協としても、非常に大きなものでございまして、まず各種大会、研修会・講演会、署名活動等の啓発、事業の支援でございます。これらにつきましては、中期目標・計画において、各支援は毎年度100回以上の水準を保つという大きな目標が立てられております。

17年度は、実績といたしまして、県民大会、研修会・講演会、キャラバン等々の支援活動をした結果116回、約五千万円ほどの額を支援したということでございます。

「支援条件」「支援対象」「審査内容」については、適切に実施しております。

県民会議の支援の状況等につきましては、業務実績報告書18ページ、19ページにかけてございますけれども、特出される例といたしまして、これは大阪で行われたときの行事の式次第等でございます。ここに書いてありますように、非常に多くの府民1,100人が集まり、一部、二部構成によって、式典が行われております。

そのあとは、兵庫県、沖縄県でどのような行事が行われた等について、記載させていただいております。

また項目別評価表の方に戻っていただきたいと思っております。

4ページでございます。

中段でございますけれども、昨年は日魯通好条約署名150年、戦後60年という大きな節目であるということから、返還運動関係者の強い決意を内外に表明するというところで、「(i) 下田特別事

業」「(ii)『祈りの火』特別事業」の2つを計画いたしました。

「下田特別事業」は、伊豆の下田市で実施しました。下田は日魯通好条約の署名の場所、またディアナ号で来られたときの乗組員が葬られたお寺もございます。そういうようなところで、県民会議、推進委員、北方四島からの在住ロシア人をお招きして、事業を実施したというものでございます。

「祈りの火特別事業」というのは、現在、納沙布岬で燃え続けている祈りの火を分火して、都道府県に持ち帰っていただいて、都道府県において、祈りの火をシンボルとして啓発事業を実施していただくというような事業でございます。根室での「祈りの火分火式」には、全国の返還運動関係者を含め多くの根室市民、元島民の参加を得て実施することができました。

県民会議の代表が持ち帰った火をシンボルといたしまして、各県民会議がキャラバン活動や署名活動等、多彩な運動を展開してきていただきました。

報告書の38ページから39ページに各県民会議が行った事業を記載させていただいております。

もう一度、項目別評価表の方に戻っていただいて、5ページの上段の「実績」のところにお目を通していただきたいと思います。各県民会議において活動していただいた結果として、県知事、県民会議の会長から県民の総意として、総理へメッセージが発出されております。発出されたものにつきましては、代表者等に集まっていたいて、小池担当大臣に手交されております。

また、この特別事業の際実施された署名活動では16万6,000名の署名が収集されました。

我々といたしましては、こういった事業を実施することによって、強い熱意が内外にアピールできたのではないかと考えております。

次に各都道府県との連携等のパイプ役として、推進委員の配置を効果的・効率的に事業を実施するというところでございます。各県に

中央と地方のパイプ役としての推進委員を1名配置しているわけ  
でございます。実際に配置して活動しているわけですが、1  
つの問題点としては、推進委員の年齢が非常に高齢化している。そ  
ういったときに、返還運動をいかに継続的に推進していくか、委員  
の世代交代を円滑に行っていくには、今後どのような課題を考えて  
いく必要があるかということがあります。

自己評価といたしましては、先ほどの理事長の話ではございませ  
んけれども、今後の課題といたしまして、Bということで評価いた  
しております。

7ページの北方領土を目で見る運動についてですが、これは根室  
地域の啓発施設の展示資料等を充実させるとともに、常設している  
意見箱の意見等を集約して、来館者へのサービス向上に努めるとい  
う計画を立てました。

これにつきましては、昨年、各委員より、どのような意見があっ  
て、どう対応したかを記すことも必要との御指摘もいただいております。

これにつきましては、8ページの真ん中辺に「意見箱に入れられ  
た意見はどのように活用されたか」という指標に記載いたしました。  
納沙布岬にあります北方館では、時宜を得た展示コーナーを開設す  
べきという意見がありました。先ほど紹介しましたように、昨年は  
150年ということで、特別事業をしたものですから、祈りの火の特  
別事業を紹介するコーナーを設置しました。

羅臼にある羅臼国後展望塔では、今まで土足厳禁でしたが、スリ  
ッパに履き替えて入館するということで、大勢の方々が一遍に入る  
ことができないという状況でございました。それに対して、床を張  
り替えて、土足のまま入館できるようにいたしました。

「青少年や教育関係者に対する啓発の実施」ということで、  
北対協といたしましては、やはり次世代を担う青少年の育成、返還  
運動を担っていただく後継者対策ということで力を入れているわ

けでございますけれども、その目的といたしまして、「 北方少年交流事業」「 北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会」「 北方領土ゼミナール」といった計画を立てました。

研修の内容等はどうかだったのかという観点で見ますと、前年度の研修会でのアンケートの指摘を踏まえました。

プログラムを従前と変えた点として、教育指導者研修会では、先生方が実際に授業で使うときに参考になる元島民の経験談、ビザなし交流の事業内容等が収録されたビデオを見せてほしいという意見を受けて、ビデオ上映をプログラムに盛り込みました。ゼミナール等におきましては、少しでも近くのところで北方領土を見たいとの意見を受けて、洋上視察を実施しました。

また、元島民との意見交換を是非したいとの要望を受け、グループ別に元島民との、意見交換をする機会を設けました。

事業実施後の成果として、ゼミナールに参加した学生が、大学でサークルをつくり、学園祭等で発表会を開催していただいたりしております。

9ページの「北方領土問題教育者会議」の設立の推進でございますが、既に設立された会議には、活動を支援するという計画を立てました。17年度におきましては、3県の希望があつて、3県とも予定どおり設立されました。これは15年度からスタートして、15、16は10県ずつ設立され、17年度は3県にとどまったということから、この設立に当たっては、県民会議、各県の教育の特殊性等もございまして、また各県の教育委員会との理解と協力が必要ではないだろうかという課題も抱えております。では、どのような課題があつて、どのようなことが進まないのか。その辺のきめ細かな原因を探つて、今後、検討する必要があつてということで、この辺もBということで評価させていただいております。

9ページの一番下の方の欄でございます。ここには各都道府県における教育者会議の連携を図るということから、「北方領土問題教

育者会議全国会議」というものを開催させていただきました。これは17年度に初めて開催したわけですが、参加した先生方から横の連絡が非常に図られたとか、実践教育資料の情報を共有することができた。またモデル授業等も実際に行ったことで、非常に有意義だったという意見がございました。

今後ともさらなる発展をさせていこうと思っております。

「インターネット等を活用した情報の提供」でございますけれども、こちらにつきましては、コンテンツがうまく工夫されているのか、最新のデータが更新されているのかという評価基準であります。各都道府県民会議の活動状況の情報や協会実施事業を1か月以内に更新しております。このインターネットを見ることによって、いつ、どこで、どのような団体が、どんな運動をやっているのかということがわかるような工夫を凝らしながら行いました。

しかし、国民世論の啓発を担う協会といたしましては、やはり各県の行事は、単にたんたんと発表するのではなく、我々としては、もっと行事のきめ細かな内容まで探って掲載するとか、または最新の情報、ニュースなども掲載する必要があるのではないかと考えますと、今後事務量が非常に増えるわけですが、充実したコンテンツにしていく必要があるのではないかと課題を抱えております。

もう一点は、下の方に「協会HPのリンクの充実」ということですが、協会HPに関係機関・団体のHPを25件をリンクし、また、関係機関・団体のHPに協会HPを24件リンクしていただきました。

11ページは「北方四島との交流事業の実施」でございます。ビザなし交流は年9回実施・支援するという計画でございました。北対協におきましては、青森県以南を対象としたビザなし交流で、予定どおり4回実施しました。

「道推進委員会主催」というのは、北海道を対象にして実施して

おりますけれども、こちらも予定どおり行われました。

それが効果的に行われたかということにつきましては、「北対協主催」のものとしたしましては、四島の現状の理解、現島民との相互理解の増進を図った。そういった観点からも本来の目的が達成できたと考えております。

「道推進委員会主催」につきましても、元島民が非常に多く参加するということから、共通の話題を持っており、より心の通った交流ができ効果的なものであったと評価しております。

12 ページは「(イ) 北方四島在住ロシア人の受入」でございます。こちらの受け入れにつきまして、目的に応じた効果的な事業を実施したかということでございますけれども、去年は2回、静岡県と滋賀県で計画どおり実施しました。静岡県におきましては、前にも紹介いたしましたように、下田特別事業の一環としてやっております。滋賀県も含めて、対話集会、日本文化の体験、ホームビジット等を通じて、日本人と北方四島在住ロシア人の相互理解の増進を図る上で、有益であったと考えております。

13 ページは「(ウ) 専門家の派遣・受入」という項目がございますけれども、専門家の派遣としては、中学校社会科教諭の訪問でございます。これは青少年との合同で実施しています。そのほか、専門家といたしまして、日本語講師を3島に派遣するという計画、予定どおり行いました。

日本語講師の派遣の効果につきましては、過去10年も経過していることから、カリキュラムとかクラス編制とか、事前の情報を基に、効率的な事業を実施したと思っております。ただロシア人が考えているような授業がどのようなものか踏まえロシア人側の要望、意見を聴取し、授業やカリキュラムをニーズに合った構成をすべきではないかというようなことで、さらなる改善が今後必要なのではないだろうかという課題を考えております。このような観点からBという評価にさせていただきました。

14 ページは「(2) 北方領土問題等に関する調査研究」ですが、「研究会の開催状況」でございますけれども、研究会は年6回計画し予定どおり実施をしました。特記しておきたいのは、実は今年1月に開催しました拡大研究会におきまして、内閣府の御尽力によって、小池担当大臣の出席をいただいで、あいさつをいただくとともに、委員等との意見交換を行うなど、非常に充実した拡大研究会ができたと思っております。

この研究会の成果につきましては、ホームページに掲載させていただいております。15 ページの「国際シンポジウム」は、業務の削減の中でも触れましたけれども、過去20回の実績を踏まえて、成果と今後の活動の在り方を検討した結果として、領土問題のケース・スタディーをできるだけわかりやすく行えるようなシンポジウムにし、参集者と一体となった会議を開催することにいたしました。効果的・効率的な観点も考慮して、大幅な経費の削減の縮減を図っております。

「(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項」ということで、1つは署名活動に対する支援ということでございます。全国で収集をされた署名の編さん・管理業務、署名簿の製本等の支援を行っております。

なお、17年度における署名数は、89万1,000人でございます。署名数だけで見させていただきますと、大体今までは毎年100万人以上の署名がございました。しかし、どのような理由で100万を割ってしまったのか。減少の理由として考えられるわけでございますけれども、今後の署名活動を早急に検討する必要があるのではないかと我々は考えております。

署名はどのような方法で活用されたのかといたしますと、請願法に基づいて、国会に請願しておるとというのが現状でございます。

引き続き、貸付業務について札幌の方から説明させていただきます。

飛山所長 それでは、融資業務の概況について、説明をさせていただきます。

お手元の資料は 17 ページになりますけれども、元島民等に対する貸付業務が、元島民とのニーズに応じて、効果的また効率的に実施できるように努めているかということでございまして、3 つの柱を掲げてございます。「(ア)融資説明・相談会の充実強化」「(イ)関係金融機関との連携強化」「(ウ)生前承継の促進」、こうした 3 つの柱の中で、17 年度の項目について説明をさせていただきます。

17 ページの (ア) でございます。融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を法対象者が多く居住する地区で開催することになっておりまして、17 年度 10 地区での開催を計画いたしましたところ、法対象者からの希望もございまして、13 地区で 15 回開催をいたしているところでございます。参加人数も 560 名、個別に相談を受けた件数も 120 件ということになっております。

お手元の事業報告書の 74 ページをお開きいただきたいと思いますと思いますが、下の方になりますけれども「融資説明・相談会」が 15 回開催されております。別海町から始まりまして、法対象者が多く居住している地域で行われております。第 1・四半期に集中しておりまして、これは引揚者の団体であります千島連盟の各支部の総会がこの時期に行われております。こうした場合は法対象者がたくさん集まるものですから、そうした場を利用させていただきまして、説明会を行っているところでございます。

説明会での効果、ニーズはどのようなものがあつたかということでございますが、主な要望や意見としては、金融機関での受付事務の円滑化を図っていただきたいとか、事業設備資金、更生、生活等の貸付利率の引き下げなど、項目を要約しますと 5 点ほどの要望が出ております。これらの中のことでございますが、委託金融機関の受付事務を円滑化するために、事務処理のマニュアルを更新いたし

まして、金融機関の本支店 220 店ほどに配付いたしております。

また、利率の引き下げにつきましては、後ほど説明させていただきます。

「(イ)関係金融機関との連携強化」につきまして、業務の充実と一層の円滑化を図るため、漁業協同組合担当者会議、関係機関の全体的な会議を4月に札幌で開催しているところでございます。

協会による直接貸付のほか、利用者の利便性を確保するためには、地元金融機関が取り扱う委託貸や漁業協同組合を經由しての転貸という方法により、貸付を実施しているところでございます。

また、個別の案件の協議に当たりましては、初めて取り扱う窓口担当者も多うございまして、案件ごとの事務処理マニュアルを送付するなどして、緊密な連絡調整を図っているところでございます。

なお、転貸、委託による貸付実績は、転貸貸付が113人に対して4億8,200万円。銀行、信用金庫等を經由しての委託貸付が18件の2億4,800万円の実績でございます。

また、先程触れました関係機関との窓口強化と緊密化を図るための会議につきましては、4月22日に主要の道東8漁業協同組合を集めての会議を開催し、現地での漁業の近況報告を受けたり、後資金需要等について意見を聞いてございます。

その委託金融機関、市町村、関係機関に集まっていたいただきまして、全体会議も行っているところでございます。

「根室管内転貸機関意見交換会」を18年1月に初めて開催しているところであります。これは各組合からの要望もあり開催したもので、旧漁業権者の死後承継の問題とか、生前承継の問題の事務上の在り方等につきまして、打ち合せをしております。

「(ウ)生前承継の促進」でございますが、生前承継制度につきましては、周知徹底を図るということで、協会のホームページや『北対協札幌だより』という広報紙を発行し、PRに努めております。また、元島民等で構成されている千島連盟の会議、会報を活用して、

本制度の利用を促しているところでございます。

「生前承継実績」でございますけれども、前年に比べ50名ほど落ち込んでおりまして、17年度での実績は104名であります。平成8年から今日まで1,086名の方々が承継を終えてございます。

そうした中で、貸付実績も約半数の方々が利用し、金額も48億6,000万円ほどであります。また、これにつきましては、まだまだ承継される方がいるものと思います。減少の原因の究明と、今後の在り方につきましても、検討を加えていきたいと考えているところでございます。

19ページ「承継のための審査状況」でございますが、承継希望者から生前指定書という書類をいただき、また生計維持関係に対する証明等もいただきまして、要件を満たすかどうかを審査して、承継を認定しているところでございます。

「利用促進のための措置」でございますけれども、先ほど申しましたように、ホームページ、引揚者団体の広報紙などを利用して周知を図っているところでございますけれども、千島連盟の支部長、相談員を対象とした研修会も開催しております。

また、根室市で初めて開催した生前承継の説明会は、地元関係者の希望により、また地元紙の「根室新聞」の協力をいただきまして、説明会を開催し、その周知を図ったところでございます。

「(エ)元島民等の援護措置という貸付事業の趣旨を踏まえつつ、貸付、債権管理を適切に行う」ということでございますが、「貸付額」につきましては、貸付計画353名、14億円の貸付計画を持ちまして、スタートしたわけでございますが、296名、9億3,200万円の貸付を決定しております。これは、計画比で人数では84%、金額は67%ということで、初めて10億円を割り込んだ次第でございます。こうした理由につきましては、漁業の不漁化、漁価安によりまして、設備投資が抑制されて、申し込みが減少したものと判断しております。特に住宅資金につきましては、大きく落ち込んでお

りまして、これも北海道経済の低迷を反映しているのではないかと考えてございます。

「貸付利率」につきましては、先ほどの要望の中の1つでございますが、他の制度資金との差別化を図り、その優位性が必要であろうということでございます。今回、事業の設備資金、経営資金、住宅資金について、それぞれ他の制度資金に比較して、80%の水準に設定するというところで変更いたしております。これにつきましては、18年度から段階的に見直しを行っておりまして、最終的に19年度から4月、10月の年2回見直すことになっているところでございます。

20ページにまいります。

「審査・採択の在り方」についてでございますが、法対象者が遠隔地にまたがっております。高齢者の融資相談が多く、受付窓口、必要書類、記入方法等について、案件ごとにきめ細かく対応しているところでございます。

また、資金の効果、必要額の精査、返済等を考慮しながら、援護の趣旨に沿った貸付をしております。

「信用リスクの管理」でございますが、信用リスク管理が的確に行われているか。時効で消滅した債権はないか。破綻先債権額の管理はどうかということでございます。

これにつきましては、延滞債権対策といたしまして、15年度に作成した延滞債権督促マニュアルに基づきまして、特に初期延滞対策ということで3か月未満の延滞者を重点的に管理を実施しております。その効果が徐々に表れていると思っております。

また、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はございません。

リスク管理債権でございますが、年々減少いたしているところでございます。ここにリスク管理債権の占める割合の数字がございませぬが、14年度から17年度は年々減ってきております。17年度につ

きましては、2.2 % という数字で改善されているとっております。

お手元の事業報告書の76ページをお開きいただきたいと思えます。真ん中辺に「リスク管理債権」の15年、16年、17年の表がございます。Aは破綻先債権額、Bは延滞債権額、Cは3か月以上延滞債権額、Dは貸出条件緩和債権額という4つに分類され、それぞれ合計がございます。総貸付残高がございまして、17年度の延滞のリスク管理債権の合計が1億2,600万円、総貸付残高が約57億4,000万円、比率が2.2%ということで、年々改善されています。

20ページに戻っていただきまして「リスク管理債権額の状況」でございますが、リスク債権残高は前年比1,600万円の減少。比率では0.26%減少をいたしているところでございます。

また、特にリスクの高い更生、生活資金の関係でございますけれども、前年比に比べまして、更生資金で16%、生活資金で11.1%縮減しているということで、努力をした結果だと言えるかと思えます。

「回収のための取組」についてでございますけれども、各種いろいろな督促を行っております。

21ページになりますけれども、電話による督促、文書による督促、また札幌事務所では顧問弁護士を置いてございます。そうした弁護士名による文書督促。また延滞者に対しては、それぞれ現地へ赴きまして、実際に御本人なり保証人との面接による実態調査も行ってございます。そうしたことで、延滞者は前年比5名ほど削減しております。

最後になりますけれども「(才)元島民により構成される団体の支部長、相談員等を対象とし、融資制度の内容や管理回収状況、生前承継制度の利用促進等に対する理解を深めてもらうための融資業務研修会を開催」の件につきましては、

先ほども触れましたけれども、昨年5月に千島連盟の本部、支部の52名の方々に御出席をいただきまして、業務方法書の変更とか

生前承継、個人情報提供に関する状況、各支部の現況報告など、意見交換をいたしているところでございます。

雑駁ですが、以上で貸付業務勘定についての報告を終わらせていただきます。

宮本事務局長 それでは、私の方から引き続き、21ページの「3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画」を説明させていただきます。

これは業務報告書の79ページから83ページまでの資料でございます。これを「別紙のとおり」ということで、書かせていただいております。

79ページを開いていただきますと「平成17年度予算及び決算」の「一般業務勘定」「貸付業務勘定」。

80ページは「平成17年度収支計画及び実績」。

82ページは「平成17年度資金計画及び実績」という形で、表を掲げさせていただいております。

こちらのものにつきましては、評価表の中においても「予算の執行状況」で「予算、収支計画、資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か」というような観点から、こちらを分析するという形になっております。

したがって「実績」におきましては、まさしく計画と実際の決算及び資金計画等でどう差が出てしまったのか。その辺の状況を分析させていただいているというのが、右側の「実績」でございます。

なお、財務諸表において、詳しく説明させていただきますので、こちらでは省略させていただきたいと思っております。

続きまして、項目別評価表の25ページを開いていただきたいと思います。

「7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項」ということで「(2) 人事に関する計画」という形で書かせていただきます。

した。

「（ア）事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）な組織の構築」するという計画を立てました。

それに対して、17年度からは「実績」といたしまして、スタッフ制を導入した。それによって、業務の柔軟かつ効率的な事業の推進が図れることになった。また、特定個人に業務の集中等の弊害が生じないようになったということも記述させていただいております。以上、業務実績の報告をさせていただきました。ありがとうございます。

**飯田分科会長** どうもありがとうございました。

それでは、今の業務実績の説明について、委員の皆さんから御質問なり、疑問点ございますか。

これまでに比べて「自己評価」でAの評価だったものが、Bになったものが幾つかありますね。これは先ほど御指摘があったのですが、けれども、Bになったところの理由づけというんでしょうか、どうしてそうなったのかなというのは、余り具体的な説明がないので、私には分かりにくいです。

例えば9ページの教育者会議について言えば、要するに3県という実績は、計画どおりの数字ではなかったからということでしょうか。

**宮本事務局長** では、私の方からお答えさせていただきます。

15年から教育者会議の設立というものがスタートしております。15年は10県設立され、16年も10県設立された。ところが、17年度におきまして、予定で3県しか挙がってこなかった。その3県は予定どおり設立されたわけでございますけれども、何分速やかにどんどん進むわけではなく、例えば既に全国に設立されている県民会議は全ての都道府県での設立には約10年ぐらいかかっております。

このたびは、自己評価としてBという評価をさせていただいたと

というのが実態でございます。

飯田分科会長 朝倉委員どうぞ。

朝倉委員 やはりそれでもよくわからないんです。Bが付いていて、謙虚で誠に結構なことなんですが、今3県云々という点は説明を聞いてわかりましたけれども、例えば5ページにもBがありますね。全部説明を聞けばわかるのかもしれないけれども、この説明ですと、Aを付けられても、Bを付けられても、我々はわかりません。

それは10ページのBでも同じで、最新データ云々というところもAとされてもBとされても、判断の基準が分からない。これは、口頭の説明付きなら何とかわかるのかなという文章ですね。誠に謙虚ですばらしいと思うんですが、その辺はどうなんでしょうね。

今の2点について、説明願えませんか。

井上理事長 これは大変難しいといたしますか、全部Aを付けるというのも1つにはあると思うんですが、今回は全体で100項目ぐらいある。全部Aというのも、果たしていいのかねというのが、正直言うとあります。

AとBというのをどう考えるかなんですが、私はBまでは一応合格点だと思えます。ただ、AとBというのは、何らかの意味で少しニュアンスの違いといたしますか、差をつけた方がいいということで、これは自己評価の点からいたしますと、先ほどの教育者会議でいけば、外形的に10、10ときて3ときた。これはいろんな理由があるし、自分の責に帰すべき悪いことがあったかということ、私はそうは思わないんです。ただ、10、10、3ときたということは、やはり何からの形で自己警告を発するべきであるし、どうして3になったのかということについては、きちんとした分析なりが必要でしょう。

来年以降に対して、ここはちょっと立ち止まって、どうするかということを考えるべきではないか。そういうものについては、非常に謙虚に、やはり自分たちとして、ここの部分は来年以降見直すべ

きだ、あるいは見直すべき要素があるというところは、Bを付けたらどうだろうかというのが、今回の基本的な考え方です。

したがって、何も関係なしに全部A、自分の責任でだめだというものをA以外で付けるというルールであれば、今回間違いなく全部Aを付けさせてもらいたいと思います。ただ、100もあって、全部Aというのもいがかねという話もあり、せっかくA、B、C、Dとあるわけですので、合格点の中でも少しニュアンスの違いといたしますか、位置づけの違いというものがあってもいいのではないかという御意見もありましたので、それにのっとった形にしようかとなりました。

ただ、これは学校の成績の絶対主義、相対主義みたいなところはありません、恐らく各独立行政法人等の比較の中で、自分の責に任ずるべき必要がないものについては、客観的指標が悪くてもAでいいんだ、あるいはそれをAだと考えるんだというのであれば、自己評価が間違っていたという形で、是非Aに戻しておいていただきたいという気がいたします。

そういう意味で、もしこれが定着化すれば「実績」のところについても、なぜBであったかということについて、少なくとももう少しニュアンスがわかるようなものは書いておくべきかなという気がいたします。今回はトライアルという意味で、考えさせていただきました。

**朝倉委員**　そういうことで、要するに気持ち問題だという感じもします。ここの分科会では今のような説明で気持ちの部分も含めて分かりましたけれども、これは外へ出る話ですから、その辺は何か補足しておいた方が良くはないでしょうか。

**飯田分科会長**　その関連で「実績」のところの説明文章が、やや説得力がないということです。

例えば5ページの推進委員の問題について、ご説明の中では高齢化で世代交代がある。確かに推進委員はできるだけエネルギーのあ

る若い人たちに、ばんばん行っていただくというのは非常に良いことだと思ふんですけれども、「実績」の評価として、高齢化でどういふ弊害が実際に出ているのかとか、こういう不測な面が出てきているというような記述があれば、Bであるということもわかるし、必要性は分かります。

10ページのインターネットの情報の提供の部分でも、ご説明ではもっと内容を深く、細かく、最新情報を入れてというような精神面は良く分かるんですけれども、現実はどういうところが欠陥として出てきているのかとか、そういう説明がないと、Bにした理由も分からないところがあります。

更に8ページに、ゼミナールで洋上視察を実施したというのがありますね。そういう要望を受けたら、わざわざ船を仕立てて、洋上まで経費を使ってやる必要があるのかなと疑問を持ちます。これは考え方によろと思ひます。

**井上理事長** どうでしょうか。横並びもあるのであれなんです、具体例でいいますと、例えば推進委員であれば、全体としての任期の長期化が進み、円滑な世代交代を考へる必要があるとか、考へる必要があるとか、そんなことを問題意識として書いておいて、それだからBだという、1行ぐらいを入れるかどうかだと思ひます。

**朝倉委員** できれば、そういうことをやった方がいいんぢらうと思ひます。

**井上理事長** ただ、みんながAなのに、うちだけBになるのは不公平だから、やはり横並びのところも審査がほしいです。

**雨宮委員** 分科会が自己評価決定を変えてしまうことはできませんので理由をはっきりしていただいた方がいいと思ひます。

**出塚委員** A、B、C、Dを選ぶための評価基準が曖昧なんです。

例えば数値目標というと評価基準は分かりやすいけれども、一方では、本当に良く分かるのかといたら、数値自身の根拠も気になるところでございりますので、できるだけ説明を加えていただくとい

うことなのではないでしょうか。

**井上理事長** 最近の動向は、どうなんでしょうか。横がわからないんです。相場観になってしまいます。

**飯田分科会長** AとかBの傾向は、どうなんでしょうか。

**松川専門職** A、Bを判断する際の基準は分科会で決め公表させていただいておりますが、「実績」及び自己評価というのは、あくまで参考であります。2月の分科会で示させていただいているとおり、満足がいったかどうか、例えば、満足のいく実施状況ならばAとすると明記されております。

そういう意味では、あくまで一番右の「分科会評価」の「指標」「項目」となっているところに関しては、例えば一番最初の効率化、推進体制をどう充実させたかという問いに関して「実績」の欄で、十分に答えられている、満足いく実施状況であると分科会委員が判断された場合には、たとえBの自己評価であったとしても、これはAでもいいのではないかという評価をされることも全く問題ないと思います。

その後、飯田分科会長と私どもの方で調整をさせていただくなりして、最終案をつくり上げることができれば良いのではないかと考えております。

**飯田分科会長** 先程、朝倉委員からも御指摘があったんですけども、この説明ではそれで分かるような感じがしても、例えば内閣府の評価委員会で、昨年度Aだったものが、どうしてBに変わったのかとかいうことになりますね。そういうのが出てきたときに、説明がしにくいような形になっているのは、やはり具合が悪いですね。それも考えないといけないと思います。理事長のお気持ちも分かります。政策的に色々やるのも分かります。

**松川専門職** 「実績」欄にB評価が付いているものに関しては、補足の説明を少し入れて、8月4日の分科会ではお示しすることができればと思います。

**飯田分科会長** そのほか何か御質問ございますか。

**雨宮委員** 細かい点で2点ですが、資料3の「リスク管理債権の状況」の数値なんですけれども、これは算数でいっても、10%以上とか、10%以下。これは10%が1つの基準なんです。そうすると、その10%は全部入れるんですか。わかりませんが、  
「以上」とか「以下」とか、これでいいんですか。「未満」とかではないんですか。

**長尾専務理事** 「未満」とかですね。重なる部分が出てくるということですね。

**雨宮委員** こうなってくると、全部重なりますね。それでいいのかということ。もう一か所は、項目別評価表の11ページです。真ん中より下の辺なんです。親子でロシア人家庭にホームステイをして、意見交換を行ったとありますが、「事業報告書」の方を見ましたら、どれだかよくわからないんです。特に親子ということが強調されているのであれば、どれに当たるのかなと思いました。ホームビジットはあるんですけれども、ホームステイというのはなかったんです。

「業務報告書」の59ページの「アンケート結果」で、こういうのは初めて見たんですが「有意義だった」が72%、「有意義でなかった」が28%あります。割合数値が高いなと思いました。

60ページでは「有意義でなかった」が5%で2名と書いてあるので、この28%というのは、何人ぐらい有意義でなかったと言っているのか教えてください。

何か間違いではないですかね。

**長尾専務理事** 印刷ミスではないかなという気がします。

**雨宮委員** 危ないなと思いました。

**鶴田専門官** 済みません。大変失礼いたしました。59ページの「アンケート結果」につきましては、72%が「非常に有意義だった」、28%が「有意義だった」ということでございます。誤植でございます。

した。大変失礼しました。

項目別評価表の 11 ページの親子でホームステイの部分でございますけれども、これにつきましては「事業報告書」の 60 ページです。北海道推進委員会がやっている事業なんですけれども、「【第 3 回】(ファミリー訪問)」のところにございます。「ファミリー」というのが「親子」という意味です。60 ページの後半の部分です。

**雨宮委員** ホームステイも出てきましたね。わかりました。ここでも 2 名が「有意義でなかった」と言っている数値も出てきます。アンケートですから、何でもかんでも有意義だったというのはおかしいとは思いますので、これで良いかと思えます。

**飯田分科会長** ありがとうございます。

**出塚委員** 大した話ではないんですけども、項目別評価表の 3 ページの「 北方領土返還要求運動の推進」というのは「100 以上」と書いてあるけれども「回」が抜けているのではないかなと思います。「100 以上」とか「90～99」となっていますね。

**松川専門職** 「評価基準」のところですか。

**出塚委員** 「評価基準」のところですか。

**松川専門職** 左側に「支援事業の合計回数」と書かれているので、「回」を特段書かずとも分かるかなと思いました。

また、雨宮先生から御指摘のあった、全部「以上」と「以下」では重なる部分が出てくるという点はもっともですので、重ね合わさらないよう「未満」に修正したいと思えます。

**飯田分科会長** そのほかにもございませんか。

どうもありがとうございました。更に何か疑問点や御質問がございましたら、事務局の方へ御連絡をお願いいたします。

次に平成 17 年度の財務諸表等について、北対協の方から説明をお願いいたします。

**宮本事務局長** それでは、平成 17 事業年度の財務諸表について、説明申し上げたいと思えます。また、資料 6、資料 7、資料 8 を使

いまして、説明申し上げたいと思います。

資料6の厚い「財務諸表」でございます。

「目次」を開いていただきますと、御承知のように、財務諸表は独法の会計基準に基づきしまして、作成されております。

財務諸表を大きく見ますと「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュ・フロー計算書」「行政サービス実施コスト計算書」でございます。

御承知のように、北対協は運営費交付金及び補助金の2つの勘定が国より交付されていることから、勘定も2つに分かれております。したがって、2つに分けて説明したいと思います。

「一般業務勘定」について、説明したいと思います。資料としては、26ページを開いていただきたいと思います。一般業務勘定の貸借対照表でございます。御承知のように、これは年度末における法人の財産の状態を示すものでございます。

「資産の部」は「Ⅰ流動資産」と「Ⅱ固定資産」に分かれております。

「Ⅰ流動資産」で「現金及び預金」という形になってはいますが、昨年度と変わっておりますのは、前年よりも約3,500万円ほど増加しております。こちらは、いわゆる運営費交付金債務の増加によって増えていると言えます。

そのほかは、特に変わったものはございません。

「Ⅱ固定資産」の「1有形固定資産」としては「建物」でございます。これは啓発等の施設でございます。

そのほか「2無形固定資産」としては「ソフトウェア」などがございます。

「3投資その他の資産」といたしまして「敷金・保証金」がございます。これは事務所を借りている関係で敷金が入っております。

こういったことから「資産合計」が約3億6,800万円になっております。

右側は「負債の部」でございますけれども「Ⅰ流動負債」と「ⅠⅠ固定負債」に分かれております。

「Ⅰ流動負債」の「運営交付金債務」でございますけれども、こちらの6,600万円ほどのものは、15年、16年、17年における運営交付金の使わなかったものとして残っているものの、累計額となっております。

そのほか下の方へいきまして「ⅠⅠ固定負債」でございます。

「資産見返負債」として「資産見返運営費交付金」。こちらは独法後に、運営費交付金で買った償却資産で、減価償却後の期末残高を示しております。

「長期リース債務」は、車を5年リースしております。次年度以降の債務を約280万円ほど計上させていただいております。

そういったことから「負債合計」が約1億100万円となっております。

「資本の部」は「Ⅰ資本金」「ⅠⅠ資本剰余金」「ⅠⅠⅠ利益剰余金」に分かれております。「Ⅰ資本金」の中の「政府出資金」は、もともと北対協が独法として設立されたときのものがございます。これも前年度と同額でございます。

「ⅠⅠ資本剰余金」の「資本剰余金」につきましては、今までの会計の処理が若干変わっておりますので、説明させていただきます。

こちらは実は監査法人の指導によりまして、いわゆる特定資産というものの除却処理方法を変更しております。除却処理したときには、損益計算で処理したものを資本計上としたことによって、過年度分も含めて修正、計上させていただいております。

そういったことから、こちらに690万円ほど計上させていただいております。これは法人の実質的な財産の基礎の減少を表示している項でございます。

「ⅠⅠⅠ利益剰余金」は、旧協会からの引き継いだ積立金でございます。

「資本合計」は2億6,700万円ほどで、トータルといたしまして「負債資本合計」は約3億6,800万円という形でバランスをとらせていただいております。

28ページの「損益計算書」は、収支と費用のものを計算して、利益または損失を計算するような計算書でございます。

これを大きく見ますと「経常費用」と「経常収益」に分かれます。

「経常費用」の方を見ますと、大きく分けて3つございます。「北方対策業務費」「受託業務費」「一般管理費」に分かれております。

「北方対策業務費」の「啓発支援費」は、各都道府県において行われる会議等で、啓発に必要な支援をする経費でございます。

「人件費」は、事務局と北方館の補助事務員の費用でございます。

「外部委託費」は、施設を委託している関係での費用でございます。

下の方へいきまして「船舶使用料」がございませうけれども、こちらは四島交流訪問のときに使用する船舶の用船料でございます。

「その他業務経費」といたしましては、啓発施設の維持・管理等の金額、通訳料等がこちらには入っております。

「受託業務費」、いわゆるロシア人の受け入れは受託業務でやっております。その関係から、事業をするに当たって、飛行機のチャーター、バス、ホテル、いろいろな会場の使用料、そういったものは代理店を通してまた、ロシア人が来るときの船舶使用料等もこの中に含まれております。

「一般管理費」は、役職員報酬と諸手当、法定福利などというのが、人件費でございます。

「賃借料」と真ん中辺にありますけれども、これは事務所の賃借料でございます。

下の方の「その他管理経費」等につきましては、監査法人の監査経費なども含まれております。

ちょっと変わったところで「為替差損」というものがあるわけで

ございますけれども、これはいわゆる外国送金をする際において、決定と実際に送るときの金額が変わってくる場合がございますので、そういったことから、為替差損が生じているということです。

「経常経費合計」は約 6,900 万円となっております。

「経常収益」は、いわゆる「運営交付金収益」でございます。これは、運営費交付金を収益化した金額でございます。

「政府受託収入」は、先ほどいった外務省からの受託収入が含まれております。

トータルとして、約 6 億 9,500 万円というものでございます。

「臨時損失」等でございますけれども、こちらは「固定資産除却費」、いわゆる広告塔の撤去に際しての工事分の費用でございます。

「臨時利益」に「過年度損益修正益」というものがあるわけですが、こちらは先ほどいった監査法人の指導の下に、損益計算から資本計上になった関係で、前年度損益だったものを一旦利益に戻すというようなことをやっています。

そういったことから、差引利益といたしましては、479 万円ほど利益が出たということで挙げさせていただいています。

30 ページは「利益の処分に関する書類(案)」といたしまして、利益積立金に積んでいくことを考えております。こちらは、決算の承認を得る段階まで案とさせていただいております。

29 ページの「キャッシュ・フロー計算書」でございますけれども、こちらは 1 会計機関の現金預金の流れを示したものでございます。

「Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー」。

「Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー」は、いわゆる固定資産等を買った、処分したといったときのための金の出し入れです。

「Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー」は、リースの返済にかかった支出の分でございます。

トータルの期末残高といたしまして、1 億 2,400 万円ほどが出

た。これは貸借対照表の現金預金と同額の金額になっております。

「行政サービス実施コスト計算書」でございます。これはいわゆる納税者である国民の立場から、個々の独法の業務運営に関して、損益計算上の費用だけを見るのではなく、実際に国民が負担するコストというものは、全体でどれぐらいかかっているのかというものを見る計算書でございます。

「Ⅰ 業務費用」は、まさしく損益計算上から出る費用、自己収入によつての収入、いわゆる事業に直接にかかるコストということで、トータルの金額を計上させていただいております。

Ⅱ、Ⅲ、Ⅳは、その他想定されるコストを指しております。

「Ⅰ 損益外減価償却等相当額」のところは、まさしく協会から承継された資産の減価償却です。当期の減価償却は幾らあったのか。固定資産を売却したときの相当額は幾らあったのか。

「Ⅲ 引当外退職給付増加見積額」ですけれども、こちらは全職員が退職したときに発生するであろう退職金を計算して、その分が当期に幾ら増加したのかということ想定しております。

「Ⅳ 機会費用」でございますけれども、他の機関が持ち寄らなければ得られたであろう利益という形で、例えば協会が広告塔を借りている土地は、現在無償で借りておりますけれども、それを使用したときの使用料を払ったら幾らになるのかという想定です。

政府出資金を国債の10年のもので買って預けたら、幾ら利率が入るのかというようなことを想定して計算したものでございます。

トータルとして、こちらに書いてありますように「Ⅴ 行政サービス実施コスト」は、約6億4,700万円という形になりますということ掲げさせていただいております。

そのほかの「注記事項」につきましては、計算書等の重要な考え方、方針を32ページ以降に記載させていただいております。

35ページ以降の「附属明細書」は、ただいまの財務諸表の基本になる数字等を表にさせていただいております。

以上で、一般業務勘定の説明を終わらせていただきます。

飛山所長 それでは、続きまして「貸付業務勘定 財務諸表」につきまして、説明をさせていただきます。お手元の資料 44 ページ、45 ページの「貸借対照表」から説明をさせていただきます。

「資産の部」につきましては「Ⅰ流動資産」と「Ⅱ固定資産」に分かれてございます。「Ⅰ流動資産」でございますが「現金及び預金」で、約 6 億 1,100 万円。

「有価証券」7 億円。有価証券につきましては、昨年まで固定資産に計上しておりました利付農林債が今年 12 月 27 日に満期を迎えることから、流動資産の方に計上しております。

また「貸付金」は、「一般債権及び貸倒懸念債権」に貸倒引当金を計上し、引当後の残高を計上しております。なお、「貸付金」につきましては、「Ⅱ固定資産」にも計上しておりますが、これは「破産更生債権等」に貸倒引当金を計上し、引当後の残高となっております。

「前払費用」でございますが、これは新年度 4 月分の事務所の借上料であります。

「未収収益」で 1,100 万円ほどございます。内訳は主に未収貸付金利息、基金 10 億円の利付債の未収利益でございます。

「未収金」は、29 万 7,000 円ほどございます。これは、委託貸しによります償還元利金が、まだ未入金になっているものであります。

「流動資産合計」は、約 68 億 9,300 万円でございます。

次に、「Ⅱ固定資産」でございますが、「Ⅰ有形固定資産」は、「工具器具備品」として、減価償却後の残高でございますが、800 万円ほどございます。これは事務所内の什器備品類であります。

「Ⅱ無形固定資産」として「ソフトウェア」と「電話加入権」で、97 万円ほどございます。

「Ⅲ投資その他の資産」といたしまして、先ほど触れました「破

産更生債権等」の貸付金で貸倒引当後、3,800万円ほど計上され、「固定資産合計」では4,700万円ほどであります。

「資産合計」は、約69億4,000万円となっております。

これに対しまして「負債の部」でございますが、「Ⅰ流動負債」と「Ⅱ固定負債」に分かれております。

「Ⅰ流動負債」の方では「預り補助金等」として、4,000万円ほどございます。これは補助金の未使用分でございますが、いずれ国庫の方にお返しするものであります。「一年内返済予定長期借入金」でございますが、「Ⅱ固定負債」の方にも「長期借入金」がございます。合計で51億8,600万円ほどございますが、18年度に返済するものは「Ⅰ流動負債」の方に12億8,100万円計上しております。

「未払金」は300万円ほどございますが、これは委託手数料とか諸経費の未払金であります。

「未払費用」で1,900万円ございます。この内訳は、主に長期借入金の未払利息でございます。

「預り金」は54万円ほどございます。これは個人の社会保険料、所得税、住民税等であります。

「前受収益」は、若干ですが3万1,000円ほどございます。これは短期貸付金の前取利息分であります。

「引当金」といたしまして、退職給付引当金を200万円ほど計上しております。本来「退職給付引当金」につきましては、国からの財源措置がなされるため、計上しないことになっておりますが、当該年度におきまして、定年退職予定者がおりましたけれども、事情によりまして、1年延長されております。こうしたことから、例外的に引当金を200万円ほど計上させていただいております。

「流動負債合計」は、13億4,800万円でございます。

次に「Ⅱ固定負債」でございますが、「資産見返負債」は、500万円ほどございます。これにつきましては、減価償却後、残存価

額に対応する金額を計上しております。

「長期借入金」につきましては、先ほど触れましたけれども、38億1,100万円が「II 固定負債」の方で計上されていまして「負債合計」は52億3,400万円となっております。

「資本の部」でございますが「基金」として10億円持っております。これは昭和36年の旧北方協会が設立されたときに、国から国債の交付を受け、昭和47年に現金化され今日に至っているものでございます。預金の方で、定期として3億円、有価証券の農林債として7億円を所持しております。

「II 利益剰余金」でございますが、これは旧法人から独法後に引き継がれた剰余金でありまして、7億500万円ほどございます。これにつきましては、すべて貸付金の方に運用されているものであります。

「負債資本合計」は69億4,000万円ということで「資産の部」とバランスがとれているということでございます。

46ページに移らさせていただきます。「損益計算書」について説明いたします。

「経常費用」の方でございますが、大きく分けまして「貸付業務費」。これは直接貸付業務にかかる経費でございます。

次に、「一般管理費」がでございます。これは人件費、その他事務所借料料などの経費でございます。

次に、「財務費用」は、主に長短の借入金の支払利息で、経常費用合計で2億4,200万円でございます。

「経常収益」の方でございますが「補助金等収益」、いわゆる国庫からの補助金が1億5,400万円。

「貸付金利息」。

「資産見返補助金等戻入」。

「財務収益」は、主に基金の10億円の利息でございます。

「雑益」がございまして、合計で2億3,958万4,000円ござ

います。

経常利益といたしましては、298万5,000円の減となっております。

一方、この減に対しまして「臨時利益」といたしまして「貸倒引当金戻入益」が293万円ほどございます。これは、貸倒引当金の減少によるものでございます。

その他に「償却債権取立益」が5万円ほどございます。過去に貸付金を償却した後、御本人から入金になっているものが5万円ほどございまして、これらを差し引きしますと、当期の利益がゼロということになってございます。

ちなみに、貸付勘定につきましては、収支差補助という仕組みになっておりまして、最終的には赤字になる部分を補助金の収益でカバーしている訳でございます。

47ページに入らせていただきます。「キャッシュ・フロー計算書」でございますが、1年間の現金の出入りを見たものでございます。

「Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー」でございますが、

「人件費支出」

「貸付けによる支出」

「委託手数料支出」

「その他の業務支出」

「貸付金回収による収入」

「貸付金利息収入」

「補助金等収入」等がございまして、「Ⅰ業務活動によるキャッシュ・フロー」としては、合計で4,200万円ほど増であります。

「Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー」でございますが「有形固定資産の取得による支出」がございまして、160万円ほど出てございます。「Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー」でございますが、「短期借入金の返済による

支出」が 10 億円ございます。これは法律上年度内償還ということで、全額返済をいたしております。

また、貸付財源としての長期資金を 12 億 5,600 万円を借り入れいたしました。

そして、約定による「長期借入金の返済による支出」が 12 億 7,500 万円でございます。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」として、1,820 万円の減でございます。

「IV 資金増加額」でございますが、業務活動、投資活動、財務活動を差し引きいたしますと 2,200 万円の増ということで、期首残高にオンしまして、3 億 1,100 万円が期末の残高となっております。ただ、ここでは基金の 3 億円は省かれております。

48 ページの「利益の処分に関する書類(案)」につきましては、先ほど損益のところでも触れましたように当該年度におきまして、利益が出ていないということで「II 利益処分別」はないということでございます。

49 ページは「行政サービス実施コスト計算書」でございます。

「I 業務費用」について「(1) 損益計算書上の費用」といたしまして、2 億 4,200 万円。

「(2) (控除) 自己収入等」がそれぞれございまして差し引き「業務費用合計」が、1 億 5,600 万円であります。

「II 損益外減価償却相当額」は、該当がございません。

「III 引当外退職給付増加見積額」でございますが、640 万円ほどございます。

「IV 機会費用」でございますが、「政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用」は、先ほど触れました基金 10 億円を持ってございます。18 年 3 月末に 10 年ものの国債の利回りが 1.77% になっておりまして、この利率を使用させていただきまして、10 億円 × 1.77% ということで、1,770 万円が機会費用として計上されております。

す。

合計いたしまして、1億8,000万円がコストとしての数字に相なっているところでございます。

50ページ、51ページの「注記事項」につきましては、2番目の退職給付に係る引当金の計上について先ほど触れましたけれども、当該年度におきまして、退職予定者が1年延長したことによりまして、例外的に引当金を積みさせていただいたことを、ここで掲載させていただいております。

「附属明細書」につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。

飯田分科会長 ありがとうございます。

これについて、委員の皆さんから何か御質問ございますでしょうか。出塚委員、何かございますか。

出塚委員 基準はもう決まっているので、私が言うと会計基準への悪口になるんですが、気になるのは、26ページ、44ページのソフトウェアのところで、減価償却累計額を記載しないでもいいんですか。36ページを見ると、減価償却累計額が載っています。26ページと44ページは残高だけしか載っていないくて、結果的にはこうなるんですけれども、途中経過、償却累計額は要らないのか確認してもらいたいです。

鶴田専門官 44ページですか。

出塚委員 もう一回いいますと、26ページのソフトウェアは355万5,668円となっています。36ページの附属明細書の下の方を見ると、無形固定資産のところの355万5,668円というのは、償却累計額の268万円を除いた結果なんです。

44ページの貸付勘定の方を見ていても、結果的にソフトウェアは87万9,813円と載っているんです。54ページの附属明細書を見ると、期末残高はこれに合っているんですけれども、償却累計額は112万5,000円あるんです。この表示は要らないんですか。

**事務局** これは会計基準に従った処理でして、貸借対照表上は、累計額を載せない形で記載することになっております。

**出塚委員** 無形固定資産には入れるんですね。

**事務局** 無形固定資産については、入れる形になっております。

**出塚委員** わかりました。

**飯田分科会長** それでは、これについても、委員の皆様から疑問の点や御質問がございましたら、事務局まで御連絡いただきたいと思います。

なお、財務諸表については、独法通則法の規定によりまして、主務大臣が財務諸表等を承認するに当たっては、評価委員会の意見を求められているわけですけれども、いつものとおり、この問題の御専門で、お詳しい出塚委員にあらかじめ御検討いただいて、次回の分科会で検討結果を御報告いただく。その上で評価委員会の意見をとりまとめると形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

**飯田分科会長** では、そのようにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、次の議題なんですけれども、もう2時間暑い中御審議いただき、皆さん大分お疲れになっていると思いますが、あと30分ぐらいです。ですから、ここで休憩を5分とるか、それともそのままいってしまうか、いかがでしょうか。

**朝倉委員** そのままいってしまいいましよう。

**飯田分科会長** では、そうさせていただきます。もう少し御辛抱いただきたいと思います。

第2の議題は、今年度中に予定されております北対協の組織・業務全般の見直しについてでございますけれども、これについて、事務局の方から御説明いただきたいと思います。

**松川専門職** 18年度中に予定されております北対協の見直しについて、説明をさせていただきます。ご覧いただきたい資料は、資

料 9 と参考 3 という資料になります。

参考 3 の方は「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」になっておりまして、こちらが政府として、平成 18 年度中に独立行政法人をどのように見直すかという方針が記されたものでございます。この方針について、細かく説明することは省かせていただきます。

資料 9 の項目として掲げられていますとおり「1. 業務の廃止・縮小・重点化」「2. 経費の縮減、業務運営の効率化」「3. 自己収入の増加」「4. 情報提供(ディスクロージャー)の充実」「5. 融資等業務その他」の改善について、このような観点で見直すことが求められております。

資料 9 は、見直し方針に沿って、北対協はどのような方向で北対協の業務組織全般を見直させていただくかということを記載させていただきました。

まず「1. 業務の廃止・縮小・重点化」というようなことが求められておりますが、冒頭に理事長及び当方参事官のあいさつの中でありましたとおり、北方四島は、なおロシア連邦の不法占拠下において、厳しい状況が続いていることをかんがみましても、北対協の組織及び事業というものは、維持・継続していく必要があると基本的に考えております。

ただ、こういう中で、行財政改革の一環として、重要性が低下した事業ですとか、国からの財政支出を抑制する観点から、縮小・廃止できるものがないかということについては、検討していきたいと考えております。

「2. 経費の縮減、業務運営の効率化」でございますが、協会の組織というものは、東京と札幌に分かれておりまして、また経理、財務についても、勘定が 2 つに分かれていることから複雑な構成になっております。

これを踏まえ整理整除を図りまして、例えば各事務所の業務にお

いて、総務、経理等一括して1つの事務所で行えるものはないか等検討することで、効率的な運営が可能になるようにしたいと考えております。

また、報道等で御案内のとおり、昨今政府に対し、随意契約ではなく、一般競争入札を徹底するようにという指摘がございます。これに従いまして、独法においても、一般競争入札を徹底することによって、経費の縮減、業務運営の効率化を推進していきたいと考えております。

「3．自己収入の増加」とありますが、基本的に北対協の業務においては、啓発施設の利用、あるいは研修会への参加等に関して、料金を取るということはそぐわないと考えております。基本的にはということですので、北対協の財務状況等を勘案しまして、もし自己収入を増加できるような事業、機会が出てくれば、料金の徴収などを検討できれば良いのではないかなと考えております。

「4．情報（ディスクロージャー）の充実」ということで、かねてより努力をしていただいておりますが、財務諸表等について、より詳細なものを作成するとか、公表を推進していくということで努力をしていただきたいと考えております。

「5．融資等業務その他」が、恐らく見直しの中で主となるところだと考えておりますが、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会等から、貸付1件当たりのコストが比較的高いですとか、あるいは貸付勘定における経常費用が高いのではないかと言われておりますが、当方の融資業務については、必ずしも効率性一辺倒で行えるものではございません。融資業務開始の経緯ですとか、性質にかんがみて、北方領土問題解決の時までは、北対協にて行っていく必要があると考えております。

しかしながら、国庫から支出が出ている事業ではございますので、一層の効率化を図る観点から、貸付のメニューですとか、あるいは条件に関しては見直す、あるいは評価の中で行っているとおり、数

値目標を設定できるようなものは、設定させていただくという方向で検討したいと考えております。

融資業務以外にも、なお見直すようにと方針の中では書かれておりますが、基本的には、特殊法人から移行した大きな規模の独立行政法人を対象に、方針が作られたということもあって、北対協にそのまま当てはまるとは考えておりません。北対協が小規模であるという特性をかんがみまして、今のところは、効率的に運営できているのではないかと考えております。

なお、見直しに関するスケジュールは、後ほどまた述べさせていただきたいと思っておりますけれども、参考3の5ページに今後のスケジュールが表になったものが記されております。「7月」のところに「『平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針』を取りまとめ」とありますが、これがまさしく参考3の資料でございます。8月に「各主務大臣が見直し当初案を検討、取りまとめ」と書かれております。ですので、8月28日の本委員会では、当方から北対協の見直しをどういうふうに進めるかという、たたき台となる当初案を委員会の方に提示し、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

その後、9月に当初案について、政策評価・独立行政法人評価委員会ですとか、あるいは行政減量・効率化有識者会議の方からヒアリングを受けまして、より強める分野においては強める。ここまで必要ないものについては、必要ないというようなアドバイスを受けまして、最終的に勧告を受けるべきところは受けて、12月には見直し案を決定させていただく流れになっております。

この議題に関して、私の方からは以上です。

**飯田分科会長** 今の説明について、何か御質問ございましたら、お願いいたします。朝倉委員、どうぞ。

**朝倉委員** 「定員2名の削減」というのは、どういう数字でしたか。

**黒羽参事官** 役職員の5%以上でございまして、北対協は役員2名を入れますと、21名になります。5%以上だと1.05人以上ということで、切り上げて2名です。厳しいことになっております。

**松川専門職** 約9.5%を削減する結果になっています。

**朝倉委員** その方程式は、役所的にもう決定した話ですか。そういう場合は、切り上げるということですか。

**黒羽参事官** そうですね。

**松川専門職** 四捨五入で、1人削減なら4.7パーセントになりますので5%以上ということで認めてもらえないかという折衝は行ったんですが、今回の見直しにおいては、一律に切り上げるそうです。

**黒羽参事官** 方針では5%と書いてあって、5.0%と書いてないのでいいのではないかという話もしたんですけども、認められませんでした。

**朝倉委員** 常識的に考えてしまうと、この基礎数の中で一律に切り上げてしまうことは非常に無理がありますね。最小の独法と向こうも認識している中で、これはどうしたらいいんですかね。分科会の意見として、ちょっと無理があるのではなからうかと親委員会に相談するという手はありますね。

**飯田分科会長** 相談しますかね。

**出塚委員** 2人減らす方針に立った場合には、ほかで補充するという考え方はできるんですか。

**黒羽参事官** 増員する際には、別途それなりに、新たな業務が出てくればということになると思います。

**出塚委員** パートは数に入るんですか。パートで補うという方向はあるんですか。

**黒羽参事官** 予算の範囲内であれば、可能ということは、あるかどうかと思います。

**出塚委員** どんどん減らせばいいんだというのは、ちょっと無理

があるような気がします。

**朝倉委員** 大きい法人はわかりますけれども、ここの規模を考えると、さて切り上げというのもいかなものかという感じがします。

**松川専門職** 一般管理費の削減目標の中から人件費が除かれているように、余りに規模が小さいので人件費について、それなりの配慮もあったんですけれども、今回、すべて逃がさないというような理由で、2、3年前の議論もひっくり返されています。

**朝倉委員** 確かに、例外を認め出すと切りがないというところも分かることは分かります。

**飯田分科会長** 今、朝倉委員からご提言があった、全体の評価委員会の方に相談というケースはあるんですか。非公式にはできるわけですか。

**松川専門職** この2名、5%削減というのは冬から議論が始まっていて、前回の評価委員会の際にもほぼ決する形で話が終わっているものですので、改めて事務局の方からもそういうことができるのか相談はしてみたいとは思いますが、覆ることはかなり難しいと思います。

**飯田分科会長** 内閣官房の委員をやっておられる朝倉委員が、一番お詳しいと思います。

**朝倉委員** こういうことには、余り詳しくありません。大ざっぱです。

ただ、どうせ親委員会から総務省の委員会へ出すわけですから、そのときに委員会としての見解なり、あるいは中にこういう意見があるというようなものを添付するという方法はあるかもしれません。評価委員会がやることなんですから、それなら役所的にはおかしくないのでしょうか。

**松川専門職** そうですね。あるいは今後について、このままどんどん削っていくと切りがないというようなことをおっしゃっていただければ、きちっと議事録の形でも残ると思いますし、評価委員

会からの意見として述べていただくことは非常に有益かと思えます。

**飯田分科会長** ほかの独法と比べて、余りにも規模のレベルが違い過ぎているわけですから、その大義名分はありますね。理由は付けられると思います。

**朝倉委員** そもそも、この独法は何のためにあるのかということを考えますと、削ればそれでいいのかという話でしょう。そこまで行くと話が難しくなるから、専ら組織論でいった方がいいと思えますけれども、そこを含めて分科会長にお任せするから、大森さん辺りとお話ししてみるといかがですか。

**飯田分科会長** わかりました。では、検討させていただきます。何かございますか。

**井上理事長** 私の理解ですと、5%純減という形で閣議決定が既にされているでしょう。その中の積算として入っていますので、内閣府だけでなく、財政当局とか、行革の当局とか、政府全体としての5%純減の中の積算として入っている。その意味では、既にフィックスされてしまっているというのが私の今までの理解だったんです。

**黒羽参事官** ですから、これをひっくり返すことは難しいと思えますけれども、御意見としていただいて、見直しの当初案と合わせて伝えるという方法もあるということはあるかと思えます。

**井上理事長** そうすると、むしろ実際的には、そこはしようがないのであきらめます。でも、今、お話も出た非常勤で補充する話も含めて、これから行われる見直しの中で、やっていけないといけないうことに組み込んで結構ですから、この後の縮減を更にやれということだけは絶対に避けたい。実務的には、私はそういう感じでおります。

大変温かいお言葉でありがたいと思えますが、実際の今後を考えますと、人員削減の再検討にエネルギーを使っただけなのであ

れば、むしろこれ以上に人員削減されない形でくぐり抜けるというところを実現していただける方が、組織とすれば有益という感じがいたします。

朝倉委員 しかし、それは今できることではないですね。

井上理事長 これから先の、見直しの話です。

朝倉委員 先の話でしょう。先のことを考えるなら、今、意見書くらい出しておいた方が良いのではないですか。

井上理事長 そうですね。それも確かに、一つのやり方かもしれませんが。

朝倉委員 ひっくり返るとは思いませんけれどもね。

飯田分科会長 そのことも含めて、可能性を検討させていただくということにいたします。

それでは、引き続いて、事務局から今後の評価の日程や流れについてご説明をお願いいたします。

松川専門職 今後の予定でございますけれども、2週間後の8月4日に次回分科会がございます。非常に期間が短くて恐縮なんですけれども、それまでに評価表を完成する必要があるがございますので、資料11、これは去年と全く同じものがございますけれども、「項目別評価表及び総合評価表への評価記入依頼」にありますとおり、お願いしたいと考えております。

できましたら、7月31日、来週の月曜日までですけれども、北方対策本部まで、総合評価表については各項目について業務運営の改善方法ですとか、所見を書いて提出していただければと考えております。

次に、項目別評価表の方でございますけれども、分科会評価の「指標」「項目」と書かれています欄の方に、自己評価及びそれに対する今般の議論を勘案していただきまして、各委員ご自身の評価を記入していただきたいと考えております。

参考1に、念のため評価基準というものを改めて添付させていた

だいておりますけれども、先ほど簡単にご説明いたしました、あくまで定性的評価については、満足度という主観的な基準により評価するものでございます。

この参考 1 の裏面に書かれてございますけれども、この分科会では「協会は、業務の実績報告書及び自ら行った評価等を記入した評価表を提出し、それらについての説明を行うものとする」。

また「評価は、上記資料を参考にし、分科会委員の協議により客観的に行う」とされておりますので、あくまで自己評価は参考にさせていただいて、評価表あるいは報告書に記載された内容から、委員御自身が判断されたとおりの評価をしていただければというふうに考えております。

独法通則法の中でも、評価をする主体というものは評価委員会となっておりますので、分科会の先生方におかれては忌憚のない評価をしていただければと事務局としては思うところです。

その後ですけれども、8月4日に分科会の方に項目別及び総合評価表をお諮りいたしまして、そこで、なお修正すべきような点がある場合には、8月28日に本委員会が開かれるまでに飯田分科会長の方とご相談させていただきまして、評価内容を決したいと考えております。

また、北対協に関しましては、農林水産省と融資業務を共管しておりますので、8月23日に開催予定の水産分科会に対して諮問をするという必要がございます。8月4日に分科会が終わってしまいますので、農林水産省の評価委員会からの意見に関しましては、8月28日の本委員会の方でご紹介をさせていただくという予定でおります。

また、最後になりますが、先ほど申し上げたとおり、平成18年度中、見直しが求められておりますので、これについても8月4日にできるところまで、8月28日には当初案の最終稿を提示することができればというふうに考えております。

以上、事務局から今後の予定について説明いたしました。

飯田分科会長 ありがとうございました。

最後に、今、お手元に前回2月の第7回分科会の議事録をお配りしてあります。既に公開済みでございますけれども、参考までにお持ち帰りください。

以上で、今日の議題はすべて終わりました。大変暑い中、長時間ありがとうございました。御苦勞様でした。